

所管部課		市民環境部 市民課		部長		木村 西	
件 名		東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項			2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。 (1) 改正内容 第16条第2項中「加害者」を「被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者の、申出の相手となる者」に改める。 (2) 施行日 令和6年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等） 特になし							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。